

「下呂市健康ポイント事業業務委託」

公募型プロポーザル実施要領

平成30年6月

下呂市

下呂市健康ポイント事業業務委託 プロポーザル実施要領

この実施要領は、下呂市が実施する「下呂市健康ポイント事業」を受託する事業者を、公募型プロポーザル方式で選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

1. 趣旨

健康げろ21計画で示される基本的な方向性である健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図るためには、運動習慣づくりや食生活習慣の改善等の取組により、生活習慣病の発症予防に努めるとともに、特定健康診査や各種がん検診などの受診により、重症化予防に努めることが重要である。

このことから、市民の健康に対する関心を高め、自ら健康的な生活習慣を実践する行動のきっかけとなるよう、「運動」と「食」をテーマに様々な健康づくり活動で得られるポイントにインセンティブを付与する仕組みを構築し、楽しみながら継続して取組める環境づくりを充実させることで健康寿命の延伸を図るとともに、延いては医療費の抑制を図ることを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 名称

下呂市健康ポイント事業業務委託

(2) 履行期間

契約締結から平成31年3月31日まで

(3) 業務内容

別紙「下呂市健康ポイント事業業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）による。

(4) 提案上限額（消費税相当額を含まない金額）

本業務の提案上限額は9,267,000円とする。

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

3. 参加資格

プロポーザル参加者は、以下の全ての要件を満たす者とする。

(1) 下呂市入札参加資格者名簿の「物品委託 その他の業務【その他】」に登載された者であること。

※公募時点で登録がなくても参加表明書の提出期限までに登録されれば良い。

(2) 過去5年の間に、国及び都道府県、市町村が実施した（実施中も含む）本委託事業と類似する事業を2つ以上受託した実績があること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していない者。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続き開始または民事再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (5) 下呂市から入札参加資格停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 下呂市暴力団排除条例（平成 24 年下呂市条例第 5 号）第 7 条に規定する排除対象となっていないこと。

4. 選定のスケジュール

公募開始	平成 30 年 6 月 6 日（水）
質問受付期限	平成 30 年 6 月 12 日（火） 15 時
質問回答期日	平成 30 年 6 月 14 日（木）
参加表明書他提出書類①～③提出期限	平成 30 年 6 月 20 日（水） 17 時
参加資格確認結果通知	平成 30 年 6 月 22 日（金）
企画提案書他提出書類④～⑥提出期限	平成 30 年 7 月 2 日（月） 17 時
審査（書類・ヒアリング）	平成 30 年 7 月 5 日（木）
審査結果通知	平成 30 年 7 月 9 日（月）
選定業者との協議	平成 30 年 7 月 10 日（火）～13 日（金）
契約締結	平成 30 年 7 月中旬予定

5. 書類の提出方法

(1) 書類の提出

- 提出書類 ①参加表明書（様式 1） 1 部
②会社等概要書（様式 2） 1 部
③提案者の類似事業受託実績表（様式 3） 1 部
提出期限 平成 30 年 6 月 20 日（水） 17 時（必着）

- 提出書類 ④業務内容に関する具体的な企画提案書（様式自由） 7 部
⑤業務実施体制調書（様式 4） 1 部
⑥提案見積書（様式自由） 1 部
提出期限 平成 30 年 7 月 2 日（月） 17 時（必着）

- (2) 提出方法 下呂市健康福祉部健康医療課まで、直接または郵送すること。
直接の場合は、事前に連絡し日程調整を行うこと。
郵送の場合は、提出期限日必着とし、併せて郵送した旨を電話にて連絡すること。

提出先：下呂市 健康福祉部 健康医療課

住 所：〒509-2517 岐阜県下呂市萩原町萩原 1166 番地 8（星雲会館内）

6. 参加資格の確認

提出期限までに提出された「参加表明書、会社等概要書、提案者の類似事業受託実績表」をもとに参加資格の確認を行い、様式第1号「参加表明書」に記載の電子メールアドレスに確認結果を通知する。

通知日：平成30年6月22日（金）

7. 書類作成に関する留意事項

(1) 企画提案書作成について

- ・様式は任意様式とする。
- ・表紙、目次、本文で構成し、表紙には本委託事業名と企業名を記載すること。
- ・提出は社印押印のもの1部、写しを6部 合計7部とする。
- ・A4判、縦横書き自由、文字10.5ポイント以上で20ページ以内（表紙、目次は含まず）とすること。
- ・提案書の作成にあたっては、今回の事業の趣旨に沿った形で分かりやすく記述すること。
また、仕様書2. 委託業務内容の【1. 運動関連業務】～【4. その他業務】の項目については特に具体的な提案とすること。
- ・説明は文章をもって行い、図やイラスト等はその補助として用いることとし、図等のみの説明は認めない。
- ・企画提案書の本文作成において、特定の者と判断できる事業所名やメーカー名、記号等を記載してはならない。（補助資料として使用する図やイラスト等も同様）
- ・提案書の記述にあたっては、説明を要せずとも読んで理解できる内容とすること。
- ・印刷は両面印刷とし、各ページにはページ番号を付与すること。
- ・提出後の内容の変更及び追加並びに再提出は認めない。

(2) 提案見積書について

- ・様式は任意様式とする。
- ・提案書記載の業務の実施にあたり、必要な全ての経費を算入した見積額を記載すること。
- ・見積書には本事業名、会社名、代表者名等を記載し、押印すること。（封入封印すること）

8. 質問及び回答

(1) 質問の方法

質問がある場合は、質問票（様式5）を利用し、下記期限までに電子メールで提出すること。
到着確認を必ず行うこと。

期 限：平成30年6月12日（火）15時まで

E-mail：kenkou@city.gero.lg.jp

(2) 回答

質疑応答内容については、下記回答期日までに下呂市ホームページで公表する。

回答期日：平成30年6月14日（木）

9. 審査方法

審査については、別途定める審査基準に基づき、「下呂市健康ポイント事業業務委託」に係る選定委員会（以下「選定委員会」という）において、市が企画提案書審査及びヒアリングを行い、企画提案内容を公平かつ客観的に評価し、各選定委員会委員の点数の合計が最も高い企画提案を行った者を委託契約候補者として選定する。また、次点候補者も併せて選定する。

合計点数が同点数の場合は、審査基準のうち「2 企画提案内容」の獲得点数が高い提案者に、さらに同点数の場合は選定委員会の協議により決定する。

なお、参加者が1者のみの場合においても審査を実施し、各選定委員会委員の点数の合計が審査基準の合計点の60%以上の場合は委託契約候補者として選定する

10. 審査結果

審査を受けた各提案者に対し、平成30年7月9日（月）に電子メールにて通知する。

また、審査結果のうち委託契約候補者と次点候補者については、市のホームページで公表する予定。

なお、結果等に対する提案者の異議申立ては一切認めない。

11. ヒアリング（プレゼンテーション）

提出された企画提案書に基づくヒアリング実施の詳細は下記のとおりとする

①日時 平成30年7月5日（木）

②場所 下呂市役所萩原庁舎 ※具体的な場所及び時間は後日通知

③出席者 1提案者3名以内とする。

④実施時間 セッティング・撤去及び質疑応答に係る時間を含み、1提案者60分とする。

なお、質疑応答の時間は最低でも15分は設けること。

ただし、提案者多数の場合は1者あたりの提案時間を短縮する場合がある。

⑤実施者 本業務を受託した際に実質的な責任者として担当予定の者が行うこと。

⑥貸出物品 机・椅子・電源・スクリーン・プロジェクター、RGBケーブル

それ以外の物品については、参加業者の負担において用意すること。

⑦その他 提案書等に記載した担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の者であることを証明し、発注者の承諾を得なければならない。

12. 契約事項

最も優れた提案者と認められた契約候補者と契約の交渉を行い、仕様並びに価格等協議のうえ市の決定を受けることにより契約を締結する。

ただし、協議が整わなかった場合や、契約締結までの間に、国又は地方公共団体から入札参加資格の停止処分を受けるなど、参加要件を満たさないと認められた場合、次点者を契約交渉の相手方とする。

(1) 契約は下呂市契約規則に基づくものとする。

(2) 契約保証金は徴収しない。

1 3. 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさない場合
- (2) 提案書の提案方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (3) 本要領で規定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項として示された条件に適合しない場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか本要領に違反すると認められる場合

1 4. 提案書の取扱い

- (1) 提案された書類等は全て、下呂市に帰属することとする。
- (2) 下呂市は、受注候補者の提案図書に含まれる特許権、意匠権、商標権等は無償で使用できることとする。

1 5. その他

- (1) 本件に参加するために必要な経費は、全額参加者の負担とする
- (2) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。
- (3) 選定に係る資料は全て非公開とする。
- (4) 企画提案書は1参加者につき1案しか行うことができない。
- (5) 参加表明後に参加を辞退する場合は、「辞退届」(様式6)を提出すること。
- (6) やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと本市が判断したときは、プロポーザルを中止する場合がある。その場合においては、応募に関わる全ての経費は本市に請求できない。
- (7) 企画提案書及びその他提出書類も返却しない。
- (8) 契約候補者は、プロポーザル実施の結果、唯一最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、下呂市との契約関係を生じるものではない。

1 6. 問い合わせ先

下呂市 健康福祉部 健康医療課 担当：小池

住 所 〒509-2517 岐阜県下呂市萩原町萩原1166番地8

TEL 0576-53-2101 (内線623)

FAX 0576-53-2102

E-mail kenkou@city.gero.lg.jp

(別表)

「下呂市健康ポイント事業業務委託」審査基準及び配点割合

■審査は「提案書」及び「ヒアリング」の内容を踏まえ総合的に採点する（合計 180点）

評価項目	評価基準	配点
1.方針及び基本的な考え方		20
基本方針	事業の目的や取組みを理解し、明確かつ実現的な方針が示されている	10
取り組み姿勢	委託業務に積極的に取り組む意欲を感じる	10
2.企画提案内容		120
提案内容	【事業全体】	
	・参加意欲が湧く魅力ある内容である	10
	・仕様書に沿って具体的に提案されている	10
	・参加者が容易に取り組める仕組み、内容になっている	10
	・幅広い層が参加し、楽しめる工夫がされている	10
	・習慣化を促す内容となっている	10
	【「運動」関連】	
	・参加者の取組み意欲が継続する工夫がされている	10
	・機器の使用、データの送信等が容易である	10
	【「食」関連】	
	・参加者が興味を持つ内容になっているか	10
	・食生活改善に繋がると感じる内容となっている	10
	【管理 ICT（専用サイト）】	
	・サイトの機能や内容が充実している	10
	・参加者が容易に閲覧・利用等の操作ができる	10
	・市が容易に参加者の活動記録情報等のデータ閲覧・収集を行える	10
3.事業実施体制について		10
実施体制	委託業務を安定かつ円滑に履行できるよう検討されている	10
	機器等の不備に対する対応体制ができている	10
4.類似業務受託に関する実績		10
業務実績	類似業務の実績から高い業務遂行能力が期待できる	10
5.個人情報等の保全について		20
個人情報保護	守秘義務の遵守に係る対応が検討されている	10
	危機管理、リスクマネジメントを踏まえ検討されている	10

※配点は各基準をそれぞれ5段階で評価する